

選挙運動用収支報告書記載例

選挙運動費用収支報告書

1 平成31年 4月7日執行 北海道知事選挙

2 公職の候補者 住所
氏名

立候補届出書に記載された
住所及び本名を記入

3 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

(第 回分)

収入の部及び支出の部に記載された収入及び支出の
中で、最初に収入のあった年月日及び最後に支出の
あった年月日を記入

提出義務者：出納責任者

提出先：北海道選挙管理委員会事務局

提出期限：

1 次の収入及び支出は、選挙の期日から15日以内

(1) 選挙期日の告示の日の前日までになされたもの

(2) 選挙期日の告示の日から選挙期日までになされたもの

(3) 選挙期日の経過後から収支報告書の調製日までになされたもの

2 上記の精算届出後になされた収入及び支出は、その収入
及び支出がされた日から7日以内（1回に限らず、時期も
一定ではない）

（法189）

4 収入の部

(様式1)

実際に収入のあった日を日ごとに順に記載。ただし、寄附の約束の場合には、その約束のあった日に記載

寄附（金）又はその他の収入に区分して記載

- 寄附の約束の場合、その旨、履行の有無及び年月日等を記載。
- 1件1万円以下の収入は、種別及び収入日ごとに合計されている件数を記載。

月 日	金額又は見積額	種 別	寄 附 を し た 者			金 銭 以 外 の 寄 附 及 び そ の 他 の 収 入 の 見 積 の 根 拠	備 考
			住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
○年 ○月○日	円 200, 000	その他の収入					借入金
○年 ○月○日	70, 000	寄 附	□□市△△町1-2	◇◇ ◇◇	会 社 員	無料で事務所を借上 50㎡ 1室 12日間	利益の供与の約束は ○月○日に履行された
○年 ○月○日	20, 000	その他の収入					自己資金
○年 ○月○日	10, 000	寄 附	□□市△△町5-6	×× ××	会 社 員	無償労務従事 8時間 1人	
○年 ○月○日	5, 000, 000	〃	□□市△△町7-8	◇◎党	政 党		

- 1件1万円を超える収入は各件ごとに記載。1万円以下の収入は種別ごとに各収入日の収入を合計して一つの欄に記載することが可能。
- 金銭の場合には金額、金銭以外の収入（労務、選挙事務所又は拡声機の無償提供等）の場合には時価に見積もった額を記載。

その他の収入及び1万円以下の寄附については、記載の必要なし。ただし、寄附については、必要に応じて記載して差し支えない。

ポスター、ビラ、立札・看板の類等の作成費が公費で負担される場合であっても、収入に計上する必要はない。

- 金銭以外の収入を時価に見積もった場合の単価、数量等を記載(労務・事務所等の無償提供が収入の部にある場合、支出の部にも記載)
- 原則として飲食物の提供はできない(法139)が、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子については提供することができるので、菓子の提供を受けた場合には、時価に見積もった金額を寄附として記載するとともに、支出の部にも記載。

(様式3)

月 日	金額又は見積額	種 別	寄 附 を し た 者			金 銭 以 外 の 寄 附 及 び そ の 他 の 収 入 の 見 積 の 根 拠	備 考
			住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
	円						
計	寄 附	5, 080, 000					
	その他の収入	220, 000					
	計	5, 300, 000					
前 回 計	寄 附						
	その他の収入						
	計						
総 額	寄 附	5, 080, 000					
	その他の収入	220, 000					
	総 計	5, 300, 000					

第1回分の報告書については、「計」欄及び「総計」欄に記載。第2回分以降については、当該報告分の合計を「計」欄に、前回までの報告分の総額を「前回計」欄に記載し、「計」と「前回計」の合計を「総計」欄に記載。

参 考	
--------	--

選挙運動に係る公費負担相当額を記入する。

例)

公費負担相当額	円
法定ビラ作成	円
ポスター作成	円

- ※ 選挙運動用自動車に係る公費負担相当額は記載不要。
- ※ その他の参考となる事項を記載することができる。

5 支出の部

告示日の前後を問わず、立候補の準備行為、選挙運動準備行為及び選挙運動に要した全ての支出について、次の10費目に分類して月日順に記載
 人件費、家屋費（選挙事務所費、集合会場費等）、通信費、交通費、印刷費、広告費、文具費、食料費、休泊費、雑費

実際に支出のあった日を日ごとに順に記載。ただし、支出の約束の場合には、その約束のあった日を記載

立候補届出の前日までの支出（約束含む）を「立候補準備」、立候補届出日以後の支出を「選挙運動」と区分して記載

- 支出の約束をしたものについてはその旨、履行の有無、支出の月日を記載
- 公費負担対象支出はその旨を記載

月 日	金額又は見積額	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の支出の見積の根拠	備 考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
	円							

金銭の場合には金額、金銭以外の支出の場合は、時価に見積もった額（無償提供等の場合には、収入の部に記載されている額と同じ額）を記載

支出の目的（謝金、人夫賃、家屋贈与等）、員数等を具体的に記載
 （例）
 はがき印刷代
 選挙事務所用看板代
 労務者宿泊料 など

支出を受けた者の住所、氏名及び職業を記載

振込により支払いをした場合は、各費目ごとに「支払額」と「振込手数料」を別に記載すること

金銭以外の支出を時価に見積もった場合の単価、数量等を具体的に記載

月 日	金額又は見積額	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の 支 出 の 見 積 の 根 拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
○年 ○月○日	円 10, 000	選挙運動	人 夫 賃	□□市△△町5-6	×× ××	会 社 員	無償労務 8時間	
○年 ○月○日	120, 000	〃	労務者報酬	□□市△△町9-1	〇〇 〇〇	団体職員		@ 10, 000 ×12日
・ ・ ・ ・ ・ ・		<p>選挙運動のために使用する労務者、事務員、車上等運動員、手話通訳者及び要約筆記者に対する報酬を記載(法197の2、令129②)</p> <p>※労務者(基本日額1万円以内、超過勤務手当1日につき基本日額の5割以内) ～弁当を提供した場合は弁当の実費に相当する額を差し引いた額</p> <p>※事務員(日額1万円以内、超過勤務手当は支給できない)</p> <p>※車上等運動員、手話通訳者及び要約筆記者(日額1万5千円以内、超過勤務手当は支給できない)</p> <p>(注)1 選挙運動員は、事務員、車上等運動員、手話通訳者及び要約筆記者以外には報酬は支給できない。(事務員、車上等運動員、手話通訳者及び要約筆記者でも、使用する前に選挙管理委員会に届出が必要。)</p> <p>2 選挙運動員の実費弁償は、交通費、食糧費等にそれぞれ記載。</p>						
人件費計	400, 000							
○年 ○月○日	70, 000	立候補 準 備	事務所 借上料	□□市△△町1-2	◇◇ ◇◇	会社員	無料で事務所を借上50 ㎡ 1室 12日間	利益の供与の約束は ○月○日に履行された
○年 ○月○日	10, 000	〃	臨時電話 架 設	□□市△△町2-3	〇〇株式会社			
・								
(選挙事 務所費計)	100, 000							
○年 ○月○日	20, 000	選挙運動	〃	□□市△△町6-7	□□会館			○月○日 使 用

月 日	金額又は見積額	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の 支 出 の 見 積 の 根 拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
：	円							
〔集合会場 費 計〕	100,000							
家屋費計	200,000							
○年 ○月○日	1,000	選挙運動	連絡用はが き購入	□□市△△町8-9	○○郵便局			@50×20枚
○年 ○月○日	30,000	〃	通 話 料	□□市△△町1-3	○○株式会社			
：								
通信費計	150,000							
○年 ○月○日	3,500	立候補準備	JR回数券	□□市△△町2-4	JR○○○			@350× 10枚
○年 ○月○日	2,000	選挙運動	タクシー代	□□市△△町3-5	○○タクシー			
：								

選挙事務所費と集合会場費に区分して記載
 選挙事務所費：主として事務所借上料。備品の借上料、電話
 架設料も含まれる。
 集合会場費：主として個人演説会場の借上料。備品の借上料
 も含まれる。

○ 電報、電話、はがき及び封書等に要する費用（電報、はがき及び封書は選挙運動のために使用する
 ことはできないので、事務連絡用のものに限られる）。
 ○ 電話架設費は、選挙事務所費だが、電話機の借上料と通話料は通信費に記載。
 ○ 選挙運動用通常はがきで規定枚数内のものは無料のため、計上されない。

(様式5)

月 日	金額又は見積額	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の 支 出 の 見 積 の 根 拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
交通費計	円 30,000			<ul style="list-style-type: none"> ○ 候補者の交通費は原則として選挙用費用とみなされないの計上する必要はない。(法197①(3)) ○ 選挙運動用自動車及び船舶を使用するために要した費用は、選挙運動のための支出とみなされないため、記載の必要はない。(借上料、ガソリン代、オイル代、修繕代、タイヤ代、運転手及び船員の雇料、超過勤務手当、宿泊代及び食事代等)(法197②)。 				
○年 ○月○日	30,000	選挙運動	通常はがき 印刷代	□□市△△町4-6	○○印刷株式会社			
○年 ○月○日	150,000	〃	ポスター 印刷代	〃	〃			公費負担 ○○○○円
：								
印刷費計	300,000			<ul style="list-style-type: none"> ○ 主として選挙運動用通常はがき、ビラ及びポスターの印刷費等を記載。 ○ 作成費が公費で負担される場合でも記載しなければならない。 				
○年 ○月○日	50,000	選挙運動	選挙事務所 用看板代	□□市△△町5-7	○○看板株式会社			
○年 ○月○日	20,000	〃	拡声機	□□市△△町6-8	○○電気株式会社			
：								
広告費計	200,000			<ul style="list-style-type: none"> ○ 主として立札、看板、ちょうちん、たすき、拡声機及び新聞広告等の費用を記載。 				

(様式5)

月 日	金額又は見積額	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の 支 出 の 見 積 の 根 拠	備 考						
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業								
○年 ○月○日	円 600	立候補準備	ノート	□□市△△町7-9	○○文具店			@150×4冊						
○年 ○月○日	200	選挙運動	ボールペン	〃	〃			@100×2本						
・		紙、筆記用具その他選挙運動のために使用した消耗品等の費用を記載。												
文具費計	1,000													
○年 ○月○日	1,500	選挙運動	茶菓子	□□市△△町1-1	○○菓子店									
○年 ○月○日	15,000	〃	弁当代	□□市△△町2-2	○○寿司			@1,000× 15食						
・		○ 湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を提供した場合の費用及び法で認められた運動員、労務者に対して提供した弁当料等を記載。 ・ 選挙運動員（弁当料1食千円、1日3千円、茶菓料1日5百円） ・ 労務者（弁当代の支給はできないが、報酬から弁当の実費相当額を差し引くことで提供することはできる） ○ 選挙運動員と労務者に対して、選挙事務所で食事をするための弁当又は携行するための弁当で、選挙事務所で渡すものだけ提供できる。 ※飲食店、料理屋等へ連れて行って提供することはできない。 ○ 提供できる弁当の数（候補者1人45食＋（（選挙事務所数－1）×18））×日数（17日）												
食料費計	500,000													
・ ・ ・														
○年 ○月○日	10,000	選挙運動	労 務 者 宿 泊 料	□□市△△町3-3	○○ ○○									

月 日	金額又は見積額	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の 支 出 の 見 積 の 根 拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
計	立候補準備の ための支出	280, 000						
	選挙運動のた めの支出	1, 538, 000						
	計	1, 818, 000						
前 回 計	立候補準備の ための支出		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content;"> <p>第1回分の報告書については、「計」欄及び「総計」欄に記載。 第2回分以降については、当該報告分の合計を「計」欄に、 前回までの報告分の総額を「前回計」欄に記載し、「計」と 「前回計」の合計を「総計」欄に記載。</p> </div>					
	選挙運動のた めの支出							
	計							
総 額	立候補準備の ための支出	280, 000						
	選挙運動のた めの支出	1, 538, 000						
	総 計	1, 818, 000						

(様式7)

	項 目	単 価 (A)	枚 数 (B)	金額 ((A) × (B) = (C))
支出のうち 公費負担相 当額	ビラの作成	円	枚	円
	ポスターの作成	円	枚	円
	計			

各項目において二以上の契約がある場合には、契約ごとに欄を追加して記載。

収入の部参考欄の額と一致

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、真実に相違ありません。

平成 年 月 日

調製した日を記載（提出日と一致する必要はない）。

出納責任者 住 所
氏 名

選任届の住所、氏名と一致

出納責任者の私印



- 通常、領収書等を発行しないもの又は労務等の無償提供により、事実上領収書等を徴することが不可能な場合に、支出費目別及び月日順に記載し、提出する。
- なお、銀行振込により支出した場合には、この様式に代えて、別紙の「振込明細書に係る支出明細書」に記載し提出できる。
- また、銀行又は郵便局等が作成した明細書に「支出の目的」が記載されている場合は、この様式及び別紙の「振込明細書に係る支出明細書」の作成及び提出は必要ない。

領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書

(様式8)

支出の年月日	支出の金額	区 分	支出の目的	領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難かった事情
○年 ○月○日	円 3,000	立候補準備	電車賃	領収書が発行されないため
○年 ○月○日	300,000	立候補準備	選挙運動用 ポスター印刷	公費負担のため
○年 ○月○日	10,000	選挙運動	人夫賃	労務の無償提供のため

1 平成31年 4月7日執行 北海道知事選挙

2 公職の候補者 氏 名

3 出納責任者 氏 名

立候補届出書の本名、選任届の氏名を記載

備考

- 1 「区分」の欄には、立候補準備のために要した費用及び選挙運動のために支出した費用の区別を明記するものとする。
- 2 「支出の目的」の欄は、支出の目的（謝金、人夫賃、家屋贈与等）、員数等を記載するものとする。

振込明細書に係る支出目的書

(様式9)

支出の費目	支出の目的
人件費	人夫賃 (人夫賃に係る振込明細書を添付する)

1 平成31年 4月7日執行 北海道知事選挙

2 公職の候補者 氏名

立候補届出書の本名、選任届の氏名を記載。

3 出納責任者 氏名

備考

- 「支出の費目」の欄は、(一)人件費 (二)家屋費 ((イ)選挙事務所費 (ロ)集会場費等) (三)通信費 (四)交通費 (五)印刷費 (六)広告費 (七)文具費 (八)食料費 (九)休泊費 (十)雑費の費目を設けて、費目ごとに記載するものとする。
- 「支出の目的」の欄は、支出の目的(謝金、人夫賃、家屋贈与等)、員数等を記載するものとする。
- 支出の目的ごとに別葉とするものとする。
- 支出の目的に対応する振込明細書の写しと併せて提出するものとする。

- 選挙運動用費用を支出できる者（法187①）
立候補準備のために要する支出並びに電話及びインターネット等を利用する方法による選挙運動に要する支出を除くほか、選挙運動に関する支出は、出納責任者でなければすることができない。
ただし、出納責任者の文書による承諾を得た者は、この限りでない。

- 出納責任者による支出金額最高額の決定（法180②）
出納責任者を選任したものは、文書で、出納責任者の支出することのできる金額の最高額を定め、出納責任者とともにこれに署名押印しなければならない。

【参考】 選挙運動用費用の支出制限額（法194、令127）

- 出納責任者の届出（法180③、④）
出納責任者を選任したもの（自ら出納責任者となった者を含む。）は、直ちに出納責任者の氏名、住所、職業、生年月日及び選任年月日並びに公職の候補者の氏名を、文書で、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出なければならない。
推薦届出者が出納責任者を選任した場合においては、その選任につき公職の候補者の承諾を得たことを証明すべき書面（推薦届出者が出納責任者を選任した場合において、推薦届出者が数人あるときは、併せてその代表者たることを証すべき書面）を添えなければならない。

- 出納責任者の職務（法185、186、188）
 - ・ 会計帳簿を作成して備え付け、選挙運動に関する全ての寄附その他の収入・支出を記載しなければならない。
 - ・ 出納責任者以外の者で公職の候補者のために選挙運動に関する寄附を受けたものは、寄附を受けた日から七日以内（出納責任者の請求があるときは、直ちに）に、寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければならない。
なお、前項の寄附で当該候補者が候補者の届出がされる前に受けたものについては、候補者の届出がされた後直ちに届出責任者にその明細書を提出しなければならない。
 - ・ 出納責任者又は公職の候補者若しくは出納責任者と意思を通じてそのために支出をした者は、選挙運動に関するすべての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証すべき書面を徴さなければならない。ただし、これを徴し難い事情があるときは、この限りでない。

- 帳簿及び書類の保存（法191）
出納責任者は、会計帳簿、明細書、領収書その他の支出を証すべき書面を、収支報告書を選挙管理委員会へ提出した日から3年間保存しなければならない。